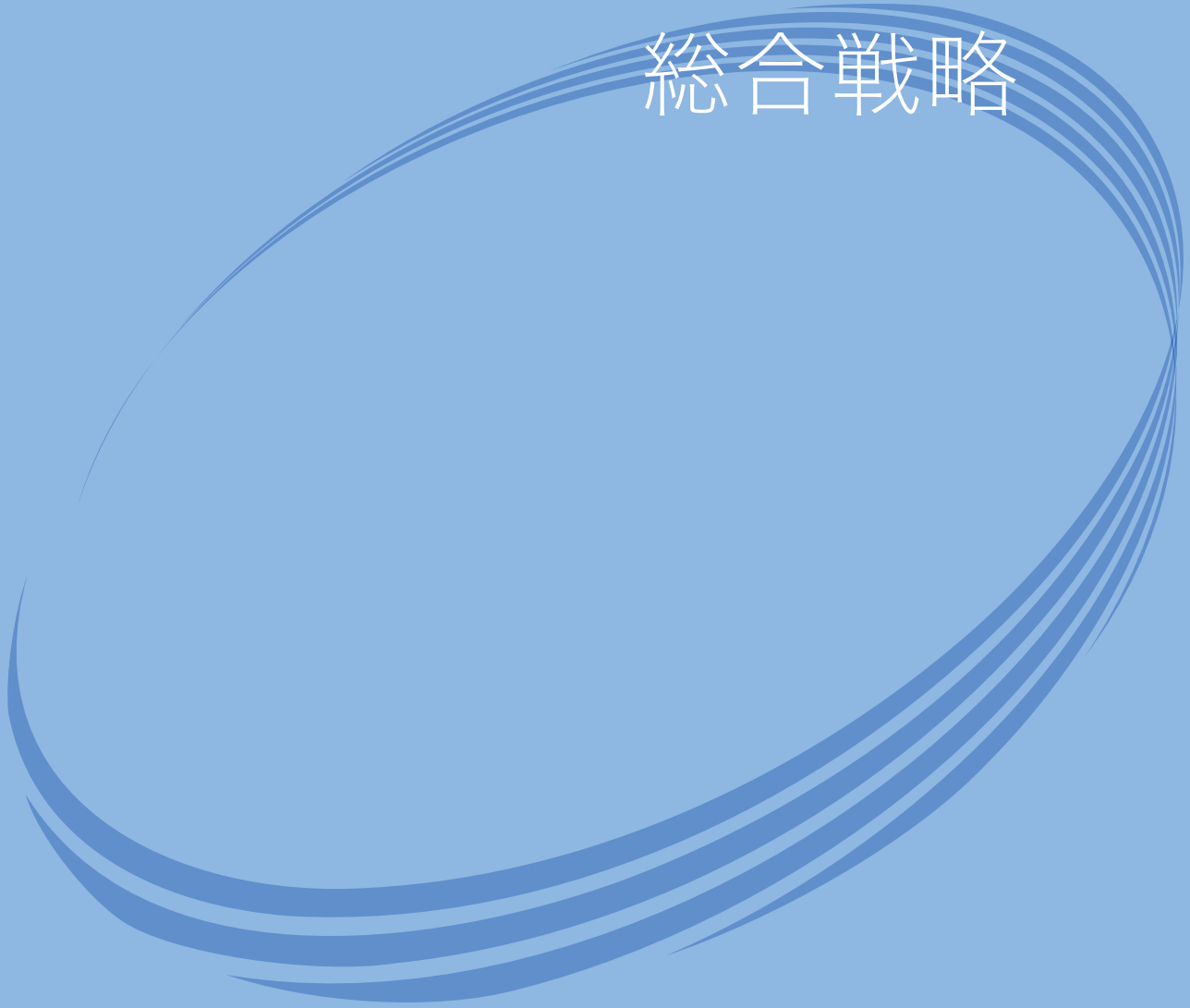


OHARU  
TOWN  
MASTER  
PLAN

大治町デジタル  
田園都市構想  
総合戦略





# 1 基本的な考え方

## (1) 大治町デジタル田園都市構想総合戦略の位置付け

本総合戦略は、基本構想を実現するための施策の基本的方向を示した基本計画のうち、人口減少対策に特化したものを抜粋し、体系的に整理したものを重点施策として位置付け、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に基づき策定するものです。

2016（平成28）年3月に策定した「大治町人口ビジョン」や本総合計画の基本構想を踏まえ、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までを計画期間とした「大治町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方を継承しつつ、2022（令和4）年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や「第2期『愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略』」に基づき、重点的な視点を持って施策を進めていきます。

なお、計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年とします。

## (2) 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略について

地方での、人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題を解決し、地方活性化を図っていくため、2014（平成26）年以降地方創生に取り組んできましたが、東京圏と地方との転出入均衡達成目標はいまだ達成できていないなど、その実現はいまだ道半ばです。また、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、地方経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化など、地方の経済・社会は大きな影響を受け、地方の豊かさを取り戻すことは喫緊の課題です。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の長期的な影響もあり、官民のさまざまな主体により、デジタル技術の活用が多方面で進み、国民の意識・行動に変化が生じています。デジタルは地方の抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉となっています。このため、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方でのDXを積極的に進めていく必要があります。

これまで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、さまざまな地域の社会課題解決・魅力向上への取組が行われている中で、地域活性化につながった事例も数多く存在するため、こうした流れをデジタルの力を活用して継承・発展させていくことが肝要です。

こうした背景から、国は「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、構想の実現のために、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定したところです。

### (3) 大治町まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括

大治町まち・ひと・しごと創生総合戦略〔計画期間：2015（平成27）年度～2019（令和元）年度〕では、若い世代の結婚・出産・子育ての環境を充実することや、まちの魅力を高め、継続的に人を呼び込むことにより人口ビジョンの達成を目指すべく、以下の4つを基本目標にして、各種事業に取り組んできました。

#### 基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 出産・子育てに関する相談体制の充実
- (2) 教育・保育事業の充実
- (3) 子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 出会いの場の提供

#### 基本目標2 安全・安心な暮らしを守る

- (1) 防災・防犯体制の充実
- (2) 防災・防犯意識の醸成

#### 基本目標3 ひとの流れをつくる

- (1) シティプロモーションの推進
- (2) 空き家の活用促進

#### 基本目標4 安定した雇用を創出する

- (1) 農業の振興
- (2) 商工業の振興

この4つの基本目標のもとに、合計9件の数値目標と、合計29件のKPI（重要業績評価）を設定しており、数値目標の33.3%（3件）、KPIの44.8%（13件）が目標値を達成した状況となっています。

これらの結果を踏まえ、大治町デジタル田園都市構想総合戦略では、数値目標とKPIの目標値のさらなる達成のため、施策を進めていきます。

## (4) 大治町デジタル田園都市構想総合戦略の重点目標と施策の展開

本総合戦略では、以下のように5つの重点目標と分野横断的重点目標を掲げ、各種事業を進めていきます。

### 重点目標 1 出産・子育てがしやすいまち

- 施策の展開 1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
- 施策の展開 1-2 子ども・子育て支援の更なる充実

### 重点目標 2 安全・安心な暮らしを守るまち

- 施策の展開 2-1 防災・減災対策の推進
- 施策の展開 2-2 地域防災力の充実強化
- 施策の展開 2-3 防犯対策の推進
- 施策の展開 2-4 交通安全の推進

### 重点目標 3 豊かな魅力にあふれるまち

- 施策の展開 3-1 質の高い教育の提供
- 施策の展開 3-2 疾病予防や健康づくりの推進
- 施策の展開 3-3 文化によるまちづくり
- 施策の展開 3-4 スポーツ・健康まちづくり
- 施策の展開 3-5 魅力的な都市生活圏の形成
- 施策の展開 3-6 脱炭素化の推進

### 重点目標 4 一人ひとりが主役となって輝くまち

- 施策の展開 4-1 誰もが活躍する地域社会の実現
- 施策の展開 4-2 地域共生社会の実現
- 施策の展開 4-3 地域学校協働活動の推進
- 施策の展開 4-4 住民参画まちづくり

### 重点目標 5 人の流れと安定した雇用をつくるまち

- 施策の展開 5-1 道路の整備
- 施策の展開 5-2 商工業・農業の振興

### 分野横断的重点目標

- 施策の展開 1 まちの魅力の発信
- 施策の展開 2 SDGs の推進
- 施策の展開 3 重点目標を推進するための資金の確保

## (5) 大治町デジタル田園都市構想総合戦略の推進にあたって

本総合戦略では、5年間の計画期間での取組に対し、5つの重点目標と分野横断的重点目標のもとに、合計14件の数値目標と、合計36件のKPI（重要業績評価指標）を設定し、目標の達成度合いを検証していきます。

庁内検討組織や、総合計画審議会による検証を実施しながら、必要に応じて施策や事業の追加、見直しなどを行い、本総合戦略の改訂を行っていきます。



はるちゃんとマイナンバーカード

## 2 総合戦略の見方

### 重点目標

デジタル田園都市構想総合戦略で掲げている重点目標を記載しています。

### SDGs アイコン

施策の内容がSDGsの17の目標のうちのどれに該当するか示しています。

### 重点目標の概要

重点目標が目指す方向性について記載しています。

### 施策の展開

重点目標に基づいて取り組む施策の方向性を示しています。

## 3 重点目標と施策の展開

### 重点目標 1 出産・子育てがしやすいまち



本町に在住している若い世代や本町を選んで転入しようと思う方々が出産の希望をかなえ、安心して子育てができ、家族だけではなく地域が一体となって子どもを育てる環境をつくることにより、本町で出産・子育てをして良かったと感じてもらえるようなまちづくりを目指します。

#### ■数値指標

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
15歳未満人口	国勢調査の結果による	5,042人 [2020(令和2)年]	4,905人以上 [2025(令和7)年]
【働きながら、過剰な負担を抱えることなく、子育てをすることができている】と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	16.6%	↑

#### ■施策の展開 1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援の充実を図るため、「こども家庭センター」を設置するなど、相談支援体制の強化を図ります。

#### ■主な事業

事業名	説明
母子保健事業	一人ひとりの状況を把握し、不安や悩みへの相談や助言を行うなど、妊娠期から子育て期の方を継続的に支援します。
こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携を図り、子育て支援を行います。

#### ■KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
乳児健康診査（2回目）の受診率	生後6～10か月頃の乳児健康診査の受診率	23% [2021(令和3)年度]	50%
支援者連携会議の開催回数	年間の開催回数	12回	24回

### 施策の展開 1-2 子ども・子育て支援の更なる充実

保育所や病児・病後児保育所の設置に努めるほか、子どもの居場所の確保やヤングケアラーの支援により子どもや子育て支援策の充実を図ります。

#### ■主な事業

事業名	説明
保育所運営事業	保育ニーズを踏まえ、保育所や病児・病後児保育所の設置に努めます。
子どもの居場所確保事業	公共施設や民間施設で、児童や保護者が身近な地域で遊びや交流などできる居場所を確保します。
ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの相談支援を行います。

#### ■KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
認可保育園の利用定員数	4月1日現在の定員数	836人	1,020人
公共施設での子どもの遊び場数（屋外施設除く）	4月1日現在の遊び場数	3か所	5か所
民間施設での子どもの居場所数	4月1日現在の居場所数	2か所	4か所

#### 数値目標・

#### KPI（重要業績評価指標）

数値目標は、各重点目標に設定する指標であり、KPIは施策の展開で示した取組について、具体的な目標値を設定しています。

※指標名に【】とあるのは住民意識調査による調査項目です。

※基準値は2022（令和4）年度時点、中間値は2027（令和9）年度時点、目標値は2032（令和14）年度時点の値としています。

※基準値が2022（令和4）年度ではない場合は、[]で示しています。

※住民意識調査は、2020（令和2）年度に実施。

※中間値で「↑」「↓」とある場合は、基準値よりもそれぞれ増加、減少を示し、目標値で「↑」「↓」とある場合は、中間値よりもそれぞれ増加、減少を示しています。

#### 主な事業

施策の展開に対応する取組の具体的なイメージを示すため、主な事業を取り上げています。

序論

基本構想

基本計画

大治町デジタル田園都市  
構想総合戦略

資料編



## 3 重点目標と施策の展開

### 重点目標 1 出産・子育てがしやすいまち



本町に在住している若い世代や本町を選んで転入しようと思う方々が出産の希望をかなえ、安心して子育てができ、家族だけではなく地域が一体となって子どもを育てる環境をつくることにより、本町で出産・子育てをして良かったと感じてもらえるようなまちづくりを目指します。

#### ■ 数値指標

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
15 歳未満人口	国勢調査の結果による	5,042人 [2020(令和2)年]	4,905人以上 [2025(令和7)年]
【働きながら、過剰な負担を抱えることなく、子育てをすることができている】と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	16.6%	↑

#### 施策の展開 1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援の充実を図るため、「こども家庭センター」を設置するなど、相談支援体制の強化を図ります。

#### ■ 主な事業

事業名	説明
母子保健事業	一人ひとりの状況を把握し、不安や悩みへの相談や助言を行うなど、妊娠期から子育て期の方を継続的に支援します。
こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携を図り、子育て支援を行います。

#### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
乳児健康診査（2回目）の受診率	生後6～10か月頃の乳児健康診査の受診率	23% [2021(令和3)年度]	50%
支援者連携会議の開催回数	年間の開催回数	12回	24回

## 施策の展開 1-2 子ども・子育て支援の更なる充実

保育所や病児・病後児保育所の設置に努めるほか、子どもの居場所の確保やヤングケアラーの支援により子どもや子育て支援策の充実を図ります。

### ■主な事業

事業名	説明
保育所運営事業	保育ニーズを踏まえ、保育所や病児・病後児保育所の設置に努めます。
子どもの居場所確保事業	公共施設や民間施設で、児童や保護者が身近な地域で遊びや交流などできる居場所を確保します。
ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの相談支援を行います。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
認可保育園の利用定員数	4月1日現在の定員数	836人	1,020人
公共施設での子どもの遊び場数（屋外施設除く）	4月1日現在の遊び場数	3か所	5か所
民間施設での子どもの居場所数	4月1日現在の居場所数	2か所	4か所

## 重点目標 2 安全・安心な暮らしを守るまち



地震、水害などの自然災害への防災・減災対策の推進や地域防災力の強化により、災害に強いまちを目指します。

また、防犯意識の高揚や交通安全の推進により安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### ■数値指標

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
【河川の整備】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	18.4%	↑
【防災対策の推進】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	20.6%	↑
【防犯対策の推進】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	25.0%	↑
【交通事故に遭いやすい歩行者や自転車利用者などが、道路を安全に通行できる】と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	12.8%	↑

### 施策の展開 2-1 防災・減災対策の推進

防災・減災への取組として、河川と水路の維持管理や雨水排水対策を進めるとともに、木造住宅の耐震化を促進します。

### ■主な事業

事業名	説明
河川維持管理事業	河川と水路の浚渫や整備、改修を行うことで、排水量の確保や美化を図ります。
雨水排水対策事業	雨水排水能力の向上を図るため、相互に関係する河川施設や下水道施設、土地改良施設などの整備・更新を一体的に検討する総合的な雨水排水計画を策定し、取組を進めます。
民間木造住宅耐震診断事業	民間住宅の耐震診断を促進するほか、耐震診断の結果、必要な住宅の除却や改修を促進します。
民間木造住宅耐震改修費補助事業	
民間木造住宅除却費補助事業	

## ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
河川、水路の浚渫量	年間の浚渫量	190m <sup>3</sup>	190m <sup>3</sup>
民間木造住宅の耐震化率	大治町耐震改修促進計画による	94.2% [2020(令和2)年度]	95% [2025(令和7)年度]

## 施策の展開 2-2 地域防災力の充実強化

地域の防災意識の醸成を図るため、自主防災組織の結成を働きかけるとともに、既存組織への活動支援を継続して実施します。

また、地域防災力の中核となる消防団の充実強化に努めます。

### ■ 主な事業

事業名	説明
自主防災活動推進事業	災害への備えが機能するよう、自主防災組織の活性化を図ります。また、次世代の防災を担う人材育成につなげるため、防災教育の充実を図ります。
消防団運営事業	消防団を組織し、管理・運営します。
水防事業	消防団の水防技能向上への取組を進めます。
防災訓練事業	防災意識の普及の場、関係機関との連携を図る場として、防災訓練を実施します。

## ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
自主防災組織の地区カバー率	全地区のうち自主防災組織が設立された地区の割合	22.0%	32%
消防団員の定員の充足割合	4月1日現在の消防団員定員数に対する充足割合	83.95%	100%

## 施策の展開 2-3 防犯対策の推進

本町に関わる全ての人が、犯罪がなく安心して暮らせる地域社会の実現のため、防犯対策を進めます。

### ■ 主な事業

事業名	説明
防犯対策事業	防犯意識の高揚、防犯対策への補助、自主防犯団体の支援、青色防犯パトロールを行います。

## ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
町内の犯罪発生状況	本町内での人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数	5.25 件	↘

## 施策の展開 2-4 交通安全の推進

交通安全意識の啓発などにより、交通安全対策を進めます。

### ■主な事業

事業名	説明
交通安全対策事業	関係機関や地域団体と連携しながら交通安全に関する意識啓発や安全な交通環境の維持を図ります。

### ■ KPI (重要業績評価指標)

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
交通安全に関する啓発活動件数	年間の活動件数	20件	20件

## 重点目標 3 豊かな魅力にあふれるまち



住民に「住みやすい」「暮らし続けたい」と思ってもらふことや、さまざまな選択肢がある中で本町を選んでもらうために、各分野で豊かな魅力にあふれるまちづくりを目指します。

### ■ 数値指標

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
【学校教育の推進】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	23.9%	↑
65歳以上に占める要支援・要介護認定者数の割合	4月1日現在の要支援・要介護認定者数の割合	16.5%	20.3%以下
【生涯学習の推進】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	15.7%	↑
【住環境の整備】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	21.9%	↑

### 施策の展開 3-1 質の高い教育の提供

国のGIGAスクール構想の1つである一人一台タブレットを活用した個別最適な学習や、互いに学びあう授業展開を進めるために、教員のICT活用指導力の向上を目指していきます。

### ■ 主な事業

事業名	説明
ICT活用推進事業	教員のICT活用指導力を上げるため、ICTの研修会を実施します。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
教員のICT活用指導力	文部科学省による「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」で、ICTの活用を「できる」「ややできる」と回答した教員の割合	62%	↑

## 施策の展開 3-2 疾病予防や健康づくりの推進

介護予防や疾病、重症化予防を進め、自主的な健康づくりと生活の質の向上を図り、健やかで心豊かに生活できる地域社会の実現を図ります。

### ■ 主な事業

事業名	説明
がん検診事業	受診率向上のため、がん検診の大切さを周知、啓発するとともに、受診の機会を増やすため、幅広い検診実施機関の確保に努めます。
自殺対策推進事業	広報紙やホームページのほか、リーフレットなどを活用し、自殺予防への情報や相談窓口の周知、啓発を行います。また、こころの悩み、健康不安を抱える本人やその家族からの相談に応じるとともに、住民や職員などに対して、ゲートキーパー養成研修を実施します。
歯科保健事業	歯科健診や健康教育を通じて各ライフステージに合わせた指導や啓発を行い、歯と口腔の健康の維持や向上を図ります。
栄養・食生活の啓発事業	栄養士による栄養相談や健康づくり教室、子どもたちからの食育教育などを通じて、年齢に適した食事内容や摂取量に関する情報を提供するとともに、正しい食習慣の啓発を行います。
はるちゃんイキイキ大作戦	自分らしく生きがいのある生活を送れるよう支援します。 ・認知症予防教室や健康づくり教室の開催 ・健康診査結果を活用した保健・医療・介護連携による生活習慣改善指導や認知症予防への支援の実施 ・仮称「はるちゃんイキイキ大学」の開校 など
健康公園整備事業	高齢者の健康増進を図るため、健康公園を整備します。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
大腸がん検診受診者数	年間の40歳以上の大腸がん検診受診者数	1,760人	1,800人
保護者による仕上げ磨きがされている1歳6か月児の割合	年間で1歳6か月児健康診査の間診項目で「親が仕上げ磨き」と回答した割合	72.8% [2021(令和3)年度]	76.4%
ゲートキーパー養成研修の受講者数	累計受講者数	269人	350人

### 施策の展開 3-3 文化によるまちづくり

新たな町史の編さんや文化財の保護、活用を進めていくことで、住民に本町が後世に引き継ぐべき郷土の歴史や文化財を身近に感じてもらい、地域への誇りや郷土愛の醸成を図ります。

#### ■主な事業

事業名	説明
町史編さん事業	1979（昭和54）年の刊行に続く、新たな大治町史を刊行し、郷土の歴史を後世に正しく伝え、地域への理解と郷土愛を深めていくことに努めます。
文化財保護事業	文化・歴史への関心を高め、地域の重要な歴史財産として、後世に伝え遺していきます。

#### ■KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
文化・歴史に関する情報発信の回数	年間の情報発信回数	0回	3回

### 施策の展開 3-4 スポーツ・健康まちづくり

スポーツ・健康まちづくりを目指すため、スポーツセンターなどのスポーツ関連施設を活用するとともに、スポーツ活動を進めます。

#### ■主な事業

事業名	説明
生涯スポーツ振興事業	スポーツ教室やスポーツレクリエーションの充実、地域スポーツ活動の支援を行い、本町の特性や資源を活かしたスポーツ活動を進めます。

#### ■KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
スポーツ講座開講数	年間の講座開講数	32講座	50講座
スポーツセンター利用者数	年間の延べ利用者数	38,965人 [2021(令和3)年度]	104,000人



### 施策の展開 3-5 魅力的な都市生活圏の形成

砂子防災公園などの公園の整備や適切な維持管理により、住民や来訪者にとって魅力ある空間や緑を創出します。

#### ■主な事業

事業名	説明
砂子防災公園整備事業	住民の憩いの場として整備を進めます。

#### ■ KPI (重要業績評価指標)

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
都市公園等の施設として整備すべき緑地面積	大治町緑の基本計画による	20.89ha [2020(令和2)年度]	21.89ha

### 施策の展開 3-6 脱炭素化の推進

国の目標である 2050 (令和 32) 年カーボンニュートラルに向けて、ごみの減量、リサイクル化を進めることにより脱炭素化を目指します。

#### ■主な事業

事業名	説明
ごみの減量・リサイクル推進事業	ごみの減量、リサイクルへの啓発を進めます。

#### ■ KPI (重要業績評価指標)

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
ごみ排出量	家庭より排出される 1 人 1 日当たりのごみの排出量	520g [2021(令和3)年度]	515g
資源分別量	資源となる年間排出量	698t [2021(令和3)年度]	699t

## 重点目標 4 一人ひとりが主役となって輝くまち



住民一人ひとりが地域社会に関心を持ち、地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組むことができる仕組みをつくり、誰もが活躍するまちづくりを進めます。

### ■ 数値指標

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
【障がい者が、公的制度だけでなく、周りや地域の人の協力を得ながら、暮らすことができている】と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	12.8%	↗
【地域を良くし、守っていく活動や組織に、在住歴や年齢に関わらず、多くの住民が参加している】と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	11.1%	↗

### 施策の展開 4-1 誰もが活躍する地域社会の実現

誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現のため、子どもから高齢者まで世代を超えた交流の拠点を整備し、住民の福祉、健康の増進や文化活動の活性化を図ります。

### ■ 主な事業

事業名	説明
多世代交流事業	多世代交流センターを整備し、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ります。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
多世代交流センター利用者数	※基準値、目標値などは2024（令和6）年度に設定予定		

## 施策の展開 4-2 地域共生社会の実現

高齢者や障がい者、子どもなどの対象者を区別せず、包括的に支援できるような体制づくりを目指します。

また、多様な社会参加の場やつながりを創出します。

### ■ 主な事業

事業名	説明
福祉巡回バス事業	住民の移動ニーズを把握し、自立した日常生活が送れるよう福祉巡回バスの利便性の向上を図ります。
社会福祉協議会運営補助事業	社会福祉を目的とする事業を行う社会福祉協議会に助成します。
相談支援事業	障がい者（児）の保護者などが気軽に相談できる場所の充実に努めます。
障害福祉サービス（共同生活援助）	必要に応じて障がい者のグループホーム利用を促し、安心して暮らせる場を確保し、自立を促進します。
障害児通所支援事業	関係課と連携を図りながら、各種サービスの支援、プラン作成につなげ、障がいの早期発見・療育に努めます。
日常生活用具給付事業	日常生活用具を支給し、障がい者を支援します。
地域生活支援拠点事業	障がい者（児）の親亡き後を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制に努めます。
コミュニティ団体運営費補助事業	地域の自主的な活動に対し、補助金を交付することで、地域コミュニティ活動の活性化を目指します。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
福祉巡回バスの利用者数	年間の延べ利用者数	4,766人 [2021(令和3)年度]	7,500人
施設入所者数	3月31日現在の入所者数	9人 [2021(令和3)年度]	8人以下
グループホーム事業所数	3月31日現在の事業所数	4事業所 [2021(令和3)年度]	6事業所
一般就労への移行者数	年間の移行者数	4人 [2021(令和3)年度]	5人
地域の相談支援事業所における勉強会の開催回数	年間の開催回数	5回 [2021(令和3)年度]	12回
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	4月1日現在の人数	4人	5人

### 施策の展開 4-3 地域学校協働活動の推進

「家庭・地域で育て、学校で伸ばし、社会で磨く」を目指すため、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら、社会総掛かりの教育を目指します。

#### ■ 主な事業

事業名	説明
地域と共につくる学校運営事業	学校の教育活動に保護者をはじめ地域住民の参画を促し、地域の声を取り入れながら、学校運営を評価・改善していきます。

#### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
学校運営協議会開催回数	年間の開催回数	2回	3回

### 施策の展開 4-4 住民参画まちづくり

多様な人々が、より暮らしやすい地域サービスを実現していくために、住民が主体的にまちづくりに関わり、共に考え、共に手を動かすことができるような環境を創出します。

#### ■ 主な事業

事業名	説明
まちづくり推進事業	タウンミーティングの開催により、多様な主体がまちづくりに参画できる機会を提供します。

#### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
タウンミーティングの開催回数	年間の開催回数	未実施	3回

## 重点目標 5 人の流れと安定した雇用をつくるまち



本町の道路の整備を着実にを行うことで、人の流れや交流の活性化を図ります。

また、事業者や農業者が直面する課題へ適切に支援することで、地域資源を生かしながら、産業の振興をさらに進めます。

### ■ 数値指標

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
【道路の整備】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	21.4%	↑
【産業の活性化】に満足と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	12.3%	↑

### 施策の展開 5 - 1 道路の整備

便利で暮らしやすいまちづくりの実現のため、都市計画道路の早期整備や、生活道路の適切な維持管理に努めます。

### ■ 主な事業

事業名	説明
都市計画道路整備事業	町内の交通の利便性向上のため、都市計画道路の整備を進めます。
道路維持管理事業	側溝や舗装の補修、修繕を行うことで、生活道路の整備を図ります。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
舗装修繕面積	年間の舗装修繕面積	400㎡	400㎡

## 施策の展開 5-2 商工業・農業の振興

事業者への多様な支援を行うことで、地域経済の活性化を図ります。

また、地域農業の発展と生産力向上のための取組を支援することで、魅力ある地域農業を目指します。

### ■ 主な事業

事業名	説明
小規模事業指導費補助事業	商工会が行う小規模事業者への支援を補助します。
大治町小規模企業等振興資金 融資信用保証料補助事業	愛知県信用保証協会の信用保証で、小規模企業等振興資金通常・小口融資を受ける事業者が自己負担する信用保証料を、返済期間に応じて補助します。 返済期間 補助率 3年以内 50% 3年超 30%
農業者団体育成事業	地域農業の発展と農業生産力の向上を図るために組織されている大治町農業振興会を通じて、新種子の研究やフェロモントラップで害虫を誘引捕獲することにより、病害虫の発生状況の把握や防除に適した予測などを行っている農業者団体の活動を支援します。
農業用施設管理事業	安定的な営農を図るため、水門などの農業用施設の維持管理を行うとともに、福田川排水対策協議会など各種協議会の土地改良事業を促進します。

### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
法人事業所数	7月1日現在の商工会登録数	232法人	232法人
個人事業所数	7月1日現在の商工会登録数	428事業所	428事業所

## 分野横断的重点目標



各分野での魅力の積極的な発信やSDGsの啓発活動を、分野横断的に進めていきます。また、本総合戦略を進めるための資金の確保を目指します。

### 施策の展開 1 まちの魅力の発信

新たなまちの魅力の発掘を進めながら、SNSなどで情報を発信していきます。

#### ■ 主な事業

事業名	説明
まちの魅力向上・発信事業	公式 SNS などを活用し、まちの魅力を定期的に発信することにより、町の活性化を図ります。

#### ■ KPI (重要業績評価指標)

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
【大治町に他所の人も来たいくなるような、自慢できる魅力がある】と感じている人の割合	住民意識調査の結果（満足している・やや満足している）による割合	7.2%	↑

### 施策の展開 2 SDGs の推進

「こどもからSDGs おおはるからはじめようSDGs」をスローガンに、住民や事業所、関係機関と連携しながら積極的にSDGsを進めていきます。

#### ■ 主な事業

事業名	説明
SDGs 推進事業	積極的にSDGsの発信をすることで、住民のSDGsの認知度を上げます。

#### ■ KPI (重要業績評価指標)

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
SDGs に対する認知度	住民意識調査の結果（知っていた）による割合	24.9%	↑

### 施策の展開 3 重点目標を推進するための資金の確保

本町のまちづくりに活かされる「ふるさと納税制度」や「企業版ふるさと納税」を活用することにより、自主財源の確保を目指します。

#### ■ 主な事業

事業名	説明
ふるさと納税制度	寄附者の意向を踏まえ、まちづくりの各種事業への財源として活用します。
企業版ふるさと納税	本町の地方創生の取組に企業が寄附を行うもので、各種事業の財源として活用します。

#### ■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	定義・根拠	基準値	目標値
企業版ふるさと納税による寄附件数	累計寄附件数	未実施	5件

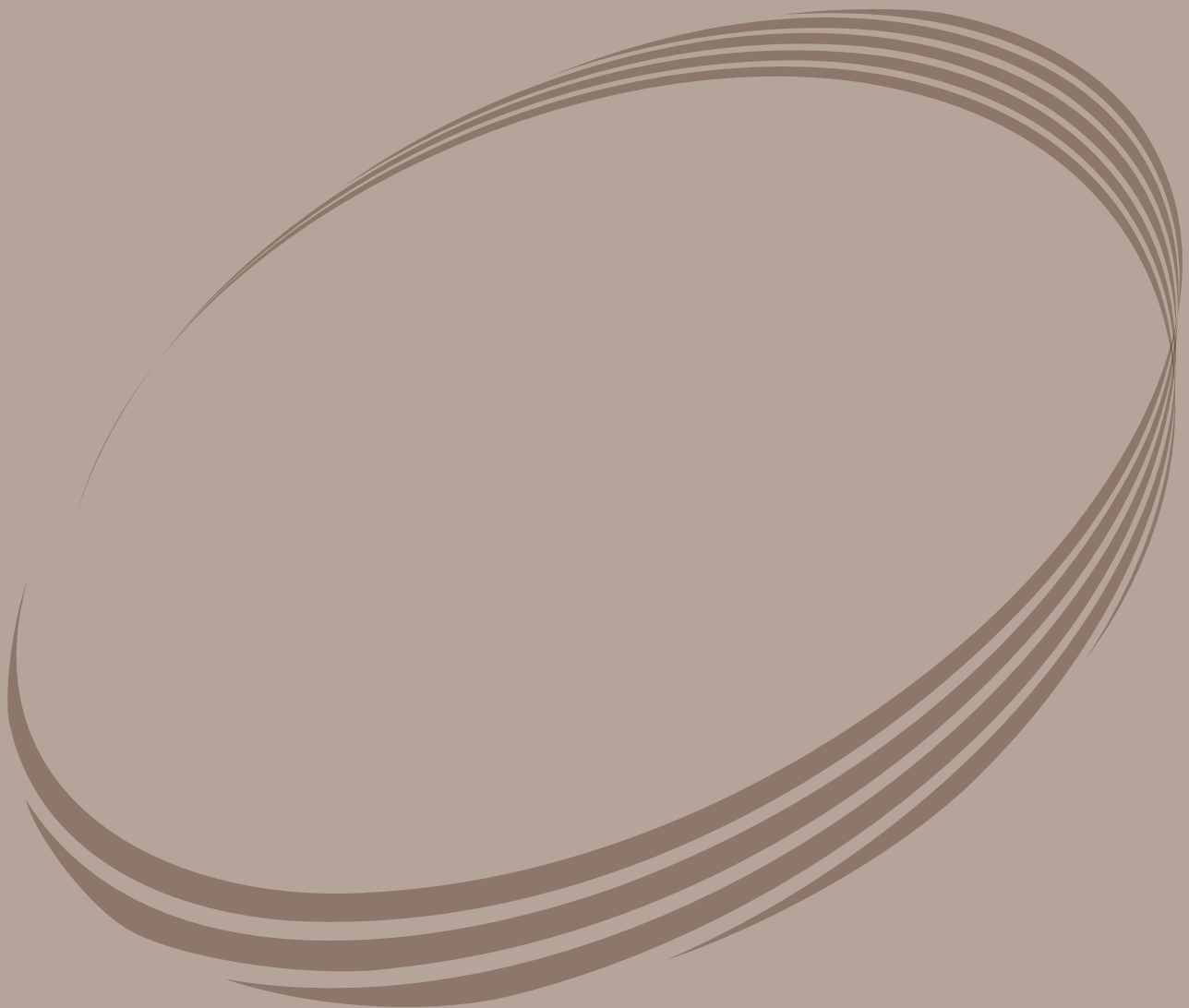




健康づくり教室

OHARU  
TOWN  
MASTER  
PLAN

資料編



年月日	区分	内容
令和 3 年		
2月5日～19日	住民意識調査	○町内在住 20 歳以上の町民 3,000 人に対し次期総合計画の策定作業に係る生活環境や生活課題、行政サービスについてアンケート調査実施【回収率：57.7% (1,732 件)】
7月29日	第 1 回 策定委員会	○総合計画条例及び総合計画審議会規則について ○次期総合計画策定について ○第 4 次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略検証報告について
8月20日	第 1 回 審議会	○総合計画条例及び総合計画審議会規則について ○次期総合計画策定について ○第 4 次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略検証報告について
10月14日	第 1 回 基本計画部会 (総務・福祉・建設・教育)	○各部会の運営方法、総合計画、施策立案調査、作業スケジュールについて
9月～11月	団体ヒアリング	○町内の 38 関係団体にシートの配布回収及び聴き取りにより現状分析・課題等を調査
令和 4 年		
1月25日	第 1 回 基本構想部会	○団体ヒアリング調査結果報告書について ○基本構想素案の検討
2月1日	第 2 回 基本構想部会	○基本構想素案の検討
2月10日	第 2 回 策定委員会	○団体ヒアリング調査結果について ○基本構想素案について
3月1日	第 2 回 審議会 (書面開催)	○団体ヒアリング調査結果について ○基本構想素案について
3月15日	第 2 回 基本計画部会 (総務・福祉・建設・教育)	○町の現状分析・人口推計、今後の作業について
5月13日	第 3 回 基本構想部会	○今後のスケジュール ○基本構想部会・基本計画部会での進め方、キャッチフレーズについて
7月1日	第 4 回 基本構想部会	○基本構想素案の検討
7月14日	第 5 回 基本構想部会	○基本構想素案の検討
7月26日	第 3 回 策定委員会	○基本構想素案について

9月15日	第3回 基本計画部会 (総務・福祉・建設・教育)	○総合計画策定スケジュール、デジタル田園都市国家構想基本方針について (終了後) 基本構想部会員により、キャッチフレーズ選定
9月22日	第4回 策定委員会 (書面開催)	○基本構想素案、総合計画策定スケジュール、キャッチフレーズについて
9月26日	第3回 審議会	○総合計画策定スケジュールについて ○基本構想素案についての諮問
9月29日～10月28日	基本構想素案に関するパブリックコメント	○町ホームページなどで意見募集
10月28日	第6回 基本構想部会	○基本構想素案、基本計画素案作成について
11月1日	第5回 策定委員会	○基本構想素案について (パブリックコメント結果報告) ○基本計画素案について
11月7日	第4回 審議会	○パブリックコメント結果報告 ○基本構想素案についての答申 ○基本計画素案についての諮問
12月23日	第6回 策定委員会	○基本計画素案について
令和5年		
1月11日	第5回 審議会	○基本計画素案について
1月17日～2月16日	基本計画素案に関するパブリックコメントについて	○町ホームページなどで意見募集
2月27日	第7回 策定委員会 (書面開催)	○パブリックコメント結果報告 ○基本構想・基本計画について
	第6回 審議会	○基本構想・基本計画について

## 2 大治町総合計画条例

### (目的)

第一条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基本構想 町の将来像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- 二 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。
- 三 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方向性及び体系を示すものをいう。
- 四 総合計画 基本構想、総合戦略及び基本計画の総称をいう。

### (総合計画)

第三条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

### (総合計画審議会)

第四条 町長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、大治町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (議会の議決)

第五条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

### (公表)

第六条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

### (基本計画と個別計画の関係)

第七条 個別計画は、基本計画に掲げる施策の方向性を、特定の行政分野において具体的に明らかにするための計画として位置付けるものとする。

2 個別計画の策定に当たっては、基本計画と調整を図らなければならない。

### (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和3年3月24日から施行する。

#### (大治町まちづくり推進委員会条例の廃止)

2 大治町まちづくり推進委員会条例（昭和五十六年大治町条例第十九号）は、廃止する。

#### (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年大治町

条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表附属機関の構成員の項中「まちづくり推進委員会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

序論

基本構想

基本計画

大治町デジタル田園都市  
構想総合戦略

資料編

## 3 大治町総合計画審議会規則

### 大治町総合計画審議会規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、大治町総合計画条例（令和三年大治町条例第一号）第四条第二項の規定に基づき、大治町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

#### (組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 関係団体の役職員
- 二 知識経験を有する者
- 三 その他町長が適当と認める者

#### (任期)

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 第一項の規定にかかわらず、委員は、任期中であってもその本来の職を離れるときは、委員の職を失うものとする。

#### (会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

#### (庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

#### (雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年3月24日から施行する

役職	氏名	公職等名
会 長	恒川 昇	大治町行政改革推進委員会 委員長職務代理者
副会長	山田 庄司	大治町子ども子育て会議 会長
委 員	河瀬 惟天	大治町商工会 会長
委 員	若山 善之	大治町農業委員会 会長
委 員	大竹 正吾	大治町教育委員会 教育長職務代理者
委 員	吉田 良一 (岡本 薫)	大治町老人クラブ連合会 会長
委 員	西尾 正治	大治町障害者福祉協会 会長
委 員	若山 久美子 (川口 光子)	大治町婦人会 会長
委 員	服部 収 (吉田 良一)	大治町自主防災組織連絡会 会長
委 員	伊勢村 優樹	中日新聞社 蟹江通信部 記者
委 員	吉田 行伴	海部東農業協同組合 大治支店 支店長
委 員	永野 純一	いちい信用金庫 大治支店 支店長
委 員	伊藤 亮一	愛知県総務局総務部市町村課 地域振興室 担当課長
委 員	前島 訓子	愛知淑徳大学 交流文化学部交流文化学科 准教授
委 員	岡本 肇	中部大学 工学部都市建設工学科 准教授

※ ( ) 内は前任者



## (設置)

第1条 大治町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、必要な事項の調整又は決定を行うため、大治町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調整又は決定を行う。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の総合戦略に関すること。
- (3) 総合計画の基本計画に関すること。
- (4) その他総合計画策定に関し必要な事項

## (組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長及び課長級以上の職にある者をもって構成する。  
2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長、副委員長は総務部長とする。

## (職務)

第4条 委員長は、会務を総理し策定委員会を代表する。  
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長は会議の議長となる。

## (部会)

第6条 策定委員会は、その所掌事務に係る専門的事項の調査研究を行うため、基本構想部会及び基本計画部会を置き、基本計画部会は、次に掲げる部会により構成する。

- (1) 総務部会
  - (2) 福祉部会
  - (3) 建設部会
  - (4) 教育部会
- 2 基本構想部会は、総合計画の基本構想に係る調査研究を行う。  
3 基本計画部会は、総合計画の総合戦略及び基本計画に係る調査研究を行う。  
4 基本構想部会及び基本計画部会の各部会（以下「部会」という。）に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。  
5 基本構想部会の委員は、基本計画部会の各部会長及び副部会長をもって充てる。  
6 基本計画部会の委員は、原則として別表に掲げる所属の係長級の職員をもって充てる。

- 7 部会長は、部会の事務を掌理し、必要の都度、部会の経過及び結果を策定委員会に報告する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 9 部会の会議は、部会長が必要と認めるときに招集し、部会長は会議の議長となる。

(関係職員の協力)

第7条 策定委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月13日から施行する。

別表

部会名	所属名
総務部会	総務課、防災危機管理課、企画課、税務課、収納課、会計室、議会事務局
福祉部会	民生課、保険医療課、住民課、子育て支援課、保健センター、老人福祉センター、在宅老人デイサービスセンター
建設部会	都市整備課、下水道課、産業環境課
教育部会	学校教育課、社会教育課、スポーツ課

## 6 諮問・答申

4大企第180号  
令和4年9月26日

大治町総合計画審議会  
会長 恒川 昇 様

大治町長 村上 昌生

第5次大治町総合計画案について（諮問）  
大治町総合計画条例第4条第1項の規定により、第5次大治町総合計画基本構想案について貴審議会の意見を求めます。

令和4年11月7日

大治町長 村 上 昌 生 様

大治町総合計画審議会  
会長 恒 川 昇

## 第5次大治町総合計画案について（答申）

令和4年9月26日付け4大企第180号で諮問のありました第5次大治町総合計画基本構想案につきまして、本審議会では慎重に審議を行いました結果、別紙のとおりとりまとめましたので答申します。

町長は、答申の趣旨を尊重のうえ、本計画のめざすまちの将来像である「つなげよう、ひろげよう 心かようまち おおはる」の実現に向けて、町民や関係団体等との協働により、今後策定される第5次大治町総合計画基本計画の中で、積極的かつ効果的な施策の展開を図るよう切望します。

4大企第203号  
令和4年11月7日

大治町総合計画審議会  
会長 恒川 昇 様

大治町長 村上 昌生

第5次大治町総合計画案について（諮問）  
大治町総合計画条例第4条第1項の規定により、第5次大治町総合計画基本計画案について貴審議会の意見を求めます。

令和5年2月27日

大治町長 村上昌生 様

大治町総合計画審議会  
会長 恒川 昇

## 第5次大治町総合計画案について（答申）

令和4年11月7日付け4大企第203号で諮問のありました第5次大治町総合計画基本計画案につきまして、本審議会では慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり、とりまとめましたので答申します。

大治町長は、本審議会の審議過程で各委員より出された意見を十分に尊重の上、本総合計画のめざすまちの将来像である「つなげよう、ひろげよう 心かようまち おおはる」の実現に努められるとともに、基本計画の推進に当たっては、下記の事項について十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

## 記

- 1 基本計画のすべての事業について、複雑かつ多様化している諸課題に対応するため、特に重要課題や分野間にまたがる施策については、全庁横断的に対応すること。
- 2 基本計画の推進にあたり、住民、地域団体、事業者、行政がそれぞれの主体性と自主性を尊重しつつ連携し、各主体が役割を持って共にまちづくりをする体制を整備すること。
- 3 基本計画に基づく施策や事業について、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応しながら、柔軟な事業展開を実施するとともに、事業の進行管理及び継続的な評価・改善に努めること。



# 第5次大治町総合計画

発行：大治町 総務部 企画課

2023(令和5)年3月

〒490-1192 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1  
TEL 052-444-2711(代表) / FAX 052-443-4468